

「滿文原檔」「黃字檔」について

—その塗改の検討—

細 谷 良 夫

はじめに

- 一 「黄字檔」の概要
- 二 天命朝の敕書
- 三 「黄字檔」補訂部分の復元
- 四 Asan, Adahai, Jirhai の敕書

はじめに

清朝の文獻史料は『實錄』に代表される編纂史料と共に、同時代記録である膨大な檔案史料が残存している。又、編纂史料についてもその編纂の原史料となったと推定される檔案や檔冊が残存している場合が少なくない。清朝初期史をめぐる史料については、ヌルハチ政權の勃興に伴い記録された、彼等滿洲族の手になる檔案や碑文などの滿文諸史料、或いは對後金國政策に伴う明朝、李朝の諸史料がある。勿論、後金國で記録された史料は滿文史料と共に漢文史料も殘存しているが、中には同一事件を記録する滿・漢文史料で滿文と漢文の傳える内容が相違する場合もある。

複雑多岐にわたる清朝史料は個別史料の整理や各史料間の系統も不明であり、清朝初期史をめぐる史料は全貌すら明ら

五 「黄字檔」の書寫と「塗改」の年代

イ 「黄字檔」の書寫年代

ロ 「黄字檔」の「塗改」と「削除」

終わりに

かではない状況である。本稿は清朝初期史研究の基礎史料の一つである『滿文老檔』（以下で『老檔』と略稱する）を、『老檔』のオリジナルテキストである『滿文原檔』（『原檔』と略稱）及び『原檔』が影印された『舊滿洲檔』（『舊檔』と略稱）と比較する試みとして『原檔』中の『黄字檔』を取り上げて、清朝初期史料の一端を明らかにするものである。

一 「黄字檔」の概要

本稿は『舊檔』に影印された『黄字檔』を臺灣故宮所藏の『原檔』中の『黄字檔』と照合しながら『老檔』の記述を検討するものであるので、始めに『原檔』、『舊檔』、『老檔』の關係について、既に言及された事を整理しながら略述する。⁽¹⁾

『原檔』とは清初に無圈點滿文で記録され、清朝内府に秘藏されていた清初の歴史、日録、書簡、辭令等のファイルであり、このファイルを原史料として順治朝で『太宗實錄』が編纂された。⁽²⁾その後、それが記録されてから一三〇〜四〇年を経た乾隆朝に至ってファイルの内の三七冊が各冊に千字文を附して整理・表装されると共に、整理された『原檔』を史料として、ほぼ紀年體で記述された『老檔』が編纂された。更に中華民国になって『原檔』と同様のファイル三冊が発見されたが、故宮ではこれら四〇冊の『原檔』に一から四〇までの『故宮編號』を附して整理した。中華人民共和國の成立に伴い、臺灣に移された『原檔』は國立故宮博物院所藏となり現在に及んでいる。そして故宮では四〇冊の『原檔』を『舊滿洲檔』と題して影印出版した。⁽³⁾

『原檔』が『舊檔』として公開された結果、従来までは『滿文老檔研究會』によりローマ字翻字、逐語譯、全譯された『老檔』に依據してきた清初史研究は、⁽⁴⁾『舊檔』によって『老檔』の記述を再検討する事が可能となった。ただ、『舊檔』が『原檔』の體裁に忠實に従って影印されているとは言え、『舊檔』には影印本の限界があり、直接『原檔』と照合する必要に迫られる場合も少なくない。本稿は『原檔』・『舊檔』と『老檔』の關係の一端を明らかにするために、『原檔』中の『黄字檔』の検討を行うものなので、續いて『黄字檔』の概要を述べる。

「黄字檔」は「故宮編號」第三冊であり、⁽⁵⁾全文が無圈點滿文で書かれた、⁽⁶⁾全體で四一葉からなる檔冊である。「黄字檔」は『舊檔』第四冊の一九五三頁から二〇三六頁に影印され、それは『老檔』『太祖』第三冊九九九頁から一〇六五頁の「太祖六七」から「太祖七十」に對應している。⁽⁷⁾「黄字檔」の内容は、「黄字檔」第一葉A面に「*ejehe i dangse* 救書の檔冊」とあり、第一葉A面と第二葉A面の二葉の右側には、同じ文面の

abkai fulingga niohon inen aniya jakun biyai orin sunja de ejehe būhe dangse /

天命 乙丑 年 八月 二十五日 に救書を授けた 檔冊。⁽⁸⁾

とある。即ち、この文言から「黄字檔」は、太祖ヌルハチの配下の旗人に授與した救書を天命一〇年八月二十五日に書寫した檔冊であると推定し得る。

この「黄字檔」の内容は一樣ではなく、全體は二分される。⁽¹⁰⁾即ち、第一部分は、當時、太祖の支配下にあった旗人個人に對して、總兵官から備禦に及ぶ官職を授與した救書を記録するものであり、第二部分はその冒頭に

ereci jakun gūsai ice gūwalcai ejehei dangse /

これより 八旗の 新附の *gūwalca* の 救書の 檔冊

とあるように、天命一〇年に來歸した *gūwalca* の人々を集團で安堵した救書である。⁽¹¹⁾即ち、「黄字檔」は全體が救書の記録ではあるが、救書が與えられた背景とその内容からすると兩者の性格は明確に相違する。本稿では個人救書の内容とする第一部分のみを検討の対象とするので、以後は第一部分を指して「黄字檔」と稱する。

前引のように、「黄字檔」は天命一〇年の書寫と推定されるが、書寫されて以後、當初の記載を墨で塗りつぶす（以下で「塗抹」と表示する）、塗りつぶして書き改める（「塗改」と表示）、圍い込んで削除する（「削除」と表示）、書き加える（「加筆」と表示）などの補訂を加えている。『老檔』は「黄字檔」に加えられた補訂の結果を編集しているので、『老檔』を『舊檔』で再検討する必要がある事は當然である。筆者は『老檔』を『舊檔』と照合し、影印本の限界から照合しきれない「塗

抹、「塗改」を中心に、短時間であるが『舊檔』と「原檔」を照合したので、續いて「原檔」で始めて明らかになる事を中心に、照合の結果を列挙する。

① 「原檔」のサイズ。

「黃字檔」は縦四九・五糎で横三六糎である。「黃字檔」を始めとする四〇冊の「原檔」は、乾隆時代に各葉を裏打ちし、一冊に製本されているので、前述のサイズは製本された「黃字檔」のサイズであり、「黃字檔」の各葉は、このサイズを基準に若干の大小がある。又、「原檔」四〇冊の各冊のサイズは一定でない。『舊檔』は、このようにサイズの相違する「原檔」の各葉が『舊檔』の頁に収まるように縮小・擴大して影印している。

② 「原檔」の葉數と黃箋。

『舊檔』では「黃字檔」の葉數と葉の順序の推定は困難であるが、『舊檔』一九五三頁が「黃字檔」第一葉A面、空白頁の一九五四頁が同B面で、以下二〇三五頁の第四二葉A面、二〇三六頁の同B面（空白頁）に及ぶ四二葉が左綴じで一冊となっている。

『舊檔』には影印されていないが、「黃字檔」第一葉A面に黃箋「黃一」があるのを始めとして、第九葉A面（『舊檔』一九六九頁）の「黃九」に及ぶ各葉に黃箋が貼附けられている。更に、以後の葉にも黃箋貼附けの痕跡がある。加えて、第一葉には「黃子 老滿文檔 肆拾貳頁／均係覆頁」と記された黃箋があり、整理當時から「黃字檔」が四二葉であった事を示している。これらの黃箋は乾隆時代の整理に伴い貼附されたと推定されるが、なお、黃箋貼附けの時代と現在の葉順は更に検討する必要がある。

③ 紙質の相違。

『舊檔』が影印である以上當然であるが、「黃字檔」の紙質の相違は全く不明である。「黃字檔」の紙質はA紙Ⅱ「厚手の高麗紙」、B紙Ⅱ「紙を漉いた時の線がある高麗紙」、C紙Ⅱ「薄手の高麗紙」の三種類に分けられる。「黃字檔」は次に示

したようにA、B、C紙が混じって使用されている。

「黄字檔」の紙質

① pp. 1953～1960 A紙 ② pp. 1961～1964 B紙 ③ pp. 1965～1978 A紙 ④ pp. 1979～1986 B紙

⑤ pp. 1987～2014 C紙 ⑥ pp. 2015～2020 A紙 ⑦ pp. 2021～2034 B紙 ⑧ pp. 2035～2036 A紙

④ 影印されていない書き込み。

一九五六頁「kubane 鏤」に続く部分に相當する箇所には「suwayan 黄」が、第二葉A面（一九五五頁）の裏側から記されている。その結果、第二葉A面の表側には「suwayan」が裏文字で書かれたように見える。この書き込みが何を示すものか不明である。この外、②の黄箋も影印されていない。

⑤ 筆跡、書體。

『舊檔』でもその一端は窺われるが、「黄字檔」は當初の書寫とその後の「塗改」「加筆」に數人以上の筆跡、書體が見いだせる。即ち、同一敕書や同じ葉に混在する複數の筆跡と書體、單點、二重點、四重點など終止點の使用を紙質と共に検討する事で、「黄字檔」の書寫と「塗改」の経過、更には葉順の錯亂を検討する事が可能であろう。

⑥ 「塗抹」「塗改」等の補訂。

「黄字檔」に加えられた補訂の中で、「削除」と「加筆」は『舊檔』でも判讀出来る部分があるが、「塗抹」「塗改」された元の文字を読みとる事は不可能に近い。「原檔」では、その墨の濃淡から抹消された元の文字がある程度判讀できる。以上、「黄字檔」を例として「原檔」を照合して判明する事を列舉したが、「原檔」の原型の推定のためには、上記の全ての項目を詳細に検討する必要がある。筆者はそれをなし得ないので、本稿では『老檔』と「原檔」を照合する場合にまず問題となるであろう「原檔」に加えられた多くの補訂部分を対象とする検討を行う。

⑥に述べたように、「黄字檔」のみならず「原檔」には「塗改」などの補訂が多いが、その補訂された結果を編纂した

『老檔』は、補訂を経た後の天命一〇年以後を記録するものである。即ち、書寫當時の天命一〇年の記録を知るためには、「塗改」、「塗抹」された元の文言を読みとり、同時に、「加筆」部分を除いて書寫當時の状態を復元する必要がある。

旗人に授與された敕書の檔冊である「黃字檔」は、敕書保持者の官職を示しているもので、ここに記録された官職が天命一〇年の地位か、「塗改」を経た後年の地位かと言う事は、清初史研究に大きな意味を持つであろう。「塗抹」、「削除」を例とすれば、「黃字檔」に始めに書寫された敕書の總數は三九九通を數える事が出来るが、「塗抹」、「削除」された結果を編纂した『老檔』では三二〇通が記載されているのみで、七九通の敕書が削除されている。敕書の削除とは敕書の剝奪であり、敕書保持者の地位の剝奪を示すと考えられる。同様に、「黃字檔」に見いだされる數え切れない敕書の「塗改」は、敕書保持者の地位の變化を示すものであり、天命一〇年當時の「amban 大臣」の構成、⁽¹²⁾それぞれの地位の變遷を正確に把握するためには、「塗改」される以前の文言を読みとる事が必要となる。

二 天命朝の敕書

既に述べたように、「黃字檔」は各旗人に授與した敕書をまとめて記録している。『老檔』には「黃字檔」第一葉A面の「敕書の檔冊」はなく、「黃字檔」第三葉にある以下の文言から記載している。⁽¹³⁾

「天命を奉じて時運を受けた皇帝が言うには」から「怠るな」に至るまでの訓言は、總兵官以下、備禦に至るまで、すべての敕書の頭に皆書いてあり、「怠るな」について各等級の諸大臣の名を擧げて、功、死罪、贖を書いている。一圈の下は一敕書である。

以上に續いて敕書の冒頭にある Kangguri 敕書には、⁽¹⁴⁾

Kangguri は、Nandulu 路の大人であったが、本地を棄てて慕ってきた功により、また政道を勤め治め、兵を管轄し得るとして三等總兵官とした。三度死罪を免ずる。子子孫孫代代愛しむ道を斷つな。

とある。以上のように Kangguri は來歸の功績とそれ以後の統治、戦功から三等總兵官に任命され、死罪に當たる罪を犯しても三度はこれを免除する特權を記した敕書を得た事が記されている。

即ち、個々の敕書は、太祖の訓言に續いて、個人の功績と功績に基づき與えられた官職、死罪の免除、贖罪の權利を記したが、「黃字檔」は授與した敕書を太祖側がまとめて記録した檔冊である。「黃字檔」では個人敕書を鑲黃旗、正黃旗、正紅旗、鑲紅旗、鑲藍旗、正藍旗、正白旗、鑲白旗の旗色順にまとめ、各旗は概ね總兵官、副將、參將、遊擊、備禦の八旗の職階順に記載している。⁽¹⁵⁾「原檔」全體を通じて、時々戦勝に伴う昇格等ではなく、功績に伴う恩賞の授與をまとめて記録しているのは、「黃字檔」の外に「寒字檔」と「調字檔」の後半部がある。⁽¹⁶⁾兩者共に功績による恩賞の授與を内容とする點で「黃字檔」と類似するが、「寒字檔」は烏拉の戦功による祿の賞與、賦役の免除、罰金の免除を記すのみで官職授與には言及せず、「調字檔」は來歸した漢人に對する官職授與と明國征討の功績による官職の昇級を記す、贖罪には言及しない敕書であり、「黃字檔」と相違する。

本來、敕書とは個人の功績とそれに伴う授官や特權の獲得の證明書である。天命八年三月二十四日に敕書授與の具體例が次のように見える。⁽¹⁷⁾

「……やうに我らが苦戦している場合に、Busan 獨りが身に引き受けて指揮したとて、大功として、Busan に一等總兵官の職を與えて旗の主とした。子子孫孫死罪を得たとて決して殺さず、財貨を取り上げる罪を得たとて財貨を取らず、二四一〇兩の罪を免することとする。……」黄色の敕書に書いて印を捺して Busan に與えてある。

Busan は遼東城攻撃に際し諸大臣が前進出来なかつた中でただ一人戦つた功績が認められ、一等總兵官と正黃旗旗主の地位、子孫に及ぶ死罪の永久免除、二四一〇兩までは罰金を免除すると言ふ贖罪の權利が與えられている。更に、以上の官職と權利を獲得した證明として「黄色の敕書に書いて印を捺して」Busan に與えていたのである。

このように功績による敕書が授與される一方で、罪を犯した場合にはその罰に應じて敕書に記入された贖罪の權利の差

し引きが行なわれている。即ち、天命八年四月一二日の項には⁽¹⁸⁾

Cohono は南の路に住んでいる漢人から穀物を徴しに行ったが、一緒に行った者を單獨で遣わしたので、漢人に殺された。汝は何故單獨で遣わしたのかと人を償いに取り、二〇兩の罪として救書の功を Samha が来て削った。

ここでは統率不行届きの罪を問われた Cohono は罰金二〇兩の罪となったが、罰金は實際に取り立てられたのではなく「救書の功を Samha が来て削った」とあるように、以前に Cohono が獲得した救書に記されている贖罪の権利の金額から罰金二〇兩分が差し引かれたものである。以上の例で明らかのように、功績により獲得した官職、死罪免除、贖罪などの権利は救書に記されて與えられ、救書所持者の罪に伴う罰は救書記載の地位と権利から差し引かれ、功績を重ねた場合には官職の昇級、贖罪権利の加算が行われるものであった。

個人の功績による救書の授與とその後の功罪による官職と贖罪の加減は、個人ごとの救書を對象に記録されていたであろうが、これが「黄字檔」のような八旗全體にわたる檔冊に記録される事となった時代は明らかではない。ただ、それに至る経過は天命八年五月五日に⁽¹⁹⁾

Dumei 遊撃、Sorhoi 遊撃、Neodei 備禦を革職する時、その記録を Han のもとに持って行くと、Han は、「有職の者に賞する記録は八王のもとに皆あるか」と問うので、「賞する記録は諸王のもとにない。一部のみである」と告げると、「一部の記録を八部に書き寫せ。職を抹殺する時は、八部を同時に抹殺せよ。職を記入する時は、八部を同時に記入せよ。そうすれば汝等書記に都合がよいぞ」と、八部の記録を書き寫させた。

とあり、天命八年五月に至って官職の授職と革職を記録する檔冊は、從來の各旗ごとの記録（檔冊）から、各旗に八旗全體の記録を備える事とした事が見いだされる。この「有職の者に賞する記録（檔冊）hergengge niyalma de sangnara dangse」が「黄字檔」の「救書の檔冊」と同じものではないであろうが、官職の授與に伴う各旗の檔冊が八旗全體の檔冊の作製に至った事を契機として、個人救書をまとめた「黄字檔」が作製されたものであろう。

個人敕書が八旗檔冊として記録され始めた天命八年頃は、天命元年の後金建國に續く蘇子河沿いの界凡城、薩爾濟城への進出、同四年の薩爾濟戦での明軍撃破、渾河沿いの撫順、遼陽の奪取に伴う同六年の東京城、同一〇年の盛京城への遷都と遼東邊牆の内部への進出が展開された時期である。相繼ぐ戦闘に日を費やしていたこの時代に、旗人は戦闘による功罪を受ける日常であつたであろう。戦闘による功罪を證明するものが敕書であり、前述のように敕書は現實的に機能していたので、各自の功罪に伴う敕書記載の官職や贖罪の加減を記す敕書とそれをまとめた八旗檔冊は頻繁に書換えられる必要があつたであろう。

ところで松村潤氏は「原檔」の原史料としての木牌記録、神田信夫氏は敕書に相當する木牌記録の存在を指摘されている。又、松村氏は「原檔」が明の公文書に書寫されている事を検討して後金國の著しい紙不足を指摘されている。⁽²⁰⁾記録用紙が不足していた當時、頻繁な敕書や檔冊の書換えごとに新たな敕書と檔冊の作製が行われたとは考えられない。即ち、最初の敕書や八旗檔冊に、書き足し、削除して補訂していた事が推定され、この八旗檔冊に加えられた補訂の實態を示すものが「黄字檔」にある「塗抹」、「塗改」、「削除」、「加筆」であろう。

三 「黄字檔」補訂部分の復元

『舊檔』で明らかのように「黄字檔」には多くの補訂が加えられている。「黄字檔」に書寫された當初の敕書を知るためには、「黄字檔」の補訂部分を明らかにして元の文言を復元する必要がある。「原檔」を照合しても、「塗抹」⁽²¹⁾された字句を判讀する事、無圈點滿文の固有名詞を判讀する事は困難であり、以下の復元も正確であるとは言いが、⁽²¹⁾「塗抹」、「塗改」、「削除」、「加筆」された「黄字檔」から、當初の敕書の復元を試みた一例として、『舊檔』一九六五頁のローマ字轉寫と『老檔』翻譯を基にした譯を提示する。⁽²²⁾ここでは可能な限り「塗抹」、「塗改」、「削除」、「加筆」の状況をそのまま示すために、原文通りに配列し、改行は／で、各敕書の頭の圈點は○印で示し、行頭に『舊檔』同頁の行を左から数えた

行番號を記した。復元を示すために、「塗抹」された語句はアンダーラインで、「塗改」された語句はアンダーライン直後の（ ）に書き改められた語を入れて示している。又、書體などから後の「加筆」と判讀した語句は「」に入れ、「削除」は線で囲み、句點は二重點を（：）四重點を（::）で示している。

「黄字體」第七葉A面〔書體〕p.1965 の復元

- 1 {○ usantai be afabuha tilen be mütombi : jorihā jurgan be jurcerakū seme beiguwan obuha : /}

{○ Usantai は 任務 を 能くし、 指示 に 背かない として 備禦 とした。}

2

jurcerakū seme beiguwan obuha : emu jergi būcere tūle be güwebumbi : /

背かない として 備禦 とした。一度 死罪 を 免ずる。

- 3 ○ maktu be amai güng de beiguwan obuha : emu jergi būcere tūle be güwebumbi : /

○ Maktu は 父の 功により 備禦 とした。一度 死罪 を 免ずる。

- 4 {juse omosi jalan halame gosire doro be tūme lashalara : /}

{子子 孫孫 代代 愛しむ 道を 斷つた。}

- 5 ○ 1 bāhi be afabuha tūle be mütombi : jorihā jurgan be jurcerakū seme ilan beiguwan obuha : /

○ 1 Bāhi は 任務 を 能くし、 指示 に 背かないとして 三 備禦 とした。

6

emte jergi būcere tūle güwebumbi : ○ yasun be afabuha tūle be mütombi : jorihā jurgan be /

一度 死罪を 免ずる。 ○ Yasun は 任務 を 能くし、 指示 に

- 7 jurcerakū seme beiguwan obuha : emu jergi būcere ũle be güwebumbi : ○ ustai be afabuha ũle be /
 背かないとして 備禦 とした。 一 度 死 罪 を 免ずる。 ○ Ustai は 任務 を

- 8 mütembi : jorihā jurgan be jurcerakū seme beiguwan obuha : emu jergi būcere ũle be güwebumbi : /
 能くし、 指示 に 背かないとして 備禦 とした。 一 度 死罪 を 免ずる。

- 9 ○ koko nimaca i goloi niyalma bihe : ba be waliyah {baime} jihē gūng : jai afabuha ũlen be mütembi : /
 ○ Koko は Nimaca 路の者であったが、本地を棄てて {慕って} 来た功により、また 任務 を 能くし、
 10 jorihā jurgan be jurcerakū seme beiguwan obuha : juwe (emu) jergi būcere ũle be güwebumbi : /
 指示 に 背かないとして 備禦 とした。 三 (一) 度 死罪 を 免ずる。

- 11 ○ jode be afabuha ũlen be mütembi : jorihā jurgan be jurcerakū seme beiguwan obuha : /
 ○ Jode は 任務 を 能くし、 指示 に 背かないとして 備禦 とした。

- 12 ○ fulata be afabuha ũlen be mütembi : jorihā jurgan {be} jurcerakū seme beiguwan obuha : emu jergi būcere /
 ○ Fulata は 任務 を 能くし、 指示 {に} 背かないとして 備禦 とした。 一 度 死
 13 ○ ũle be güwebumbi : ○ janu korkon be afabuha ũlen be mütembi : jorihā jurgan be jurcerakū seme
 罪 を 免ずる。 ○ Janu Korkon は 任務 を 能くし、 指示 に 背かないとして
beiguwan /

備禦

- 14 obuha : emu jergi būcere ũle be güwebumbi : /
 とした。 一 度 死罪 を 免ずる。

以上に若干の解説を加える。先ず、「削除」された二行目は文意の上でも明らかのように一行目に接續しない。即ち、「jucceraku」以下の文言は「黄字檔」の前葉、即ち『舊檔』一九六四頁の最終行に書かれ「削除」された Boltoi 救書の後半部である。Boltoi 救書は

○ boltoi be arabuha tilen be müttembi : joriha jurgan be

○ Boltoi は 任務 を 能くし 指示 に

とあり、これが一九六五頁第二行に接續する事は明らかである。このように前葉の Boltoi 救書に續く文言(第二行)の前に Usantai 救書が第一行として書かれている事は、書寫當時は現在の第二行が第一行であり、現在の第二行が「削除」された時、或いは「削除」の後に第一行の Usantai 救書が「加筆」された事を推定させる。Usantai 救書が「加筆」である事は、比較し易い「be」字の書體を Usantai 救書と三行目 Maktu 救書で比較すると、兩者の書體の相違は明瞭であり、書體からも第一行の Usantai 救書全文が後の「加筆」と判斷される。「be」の書體の相違は第三行と第四行の二行にわたり記された Maktu 救書中にも見出し、Maktu 救書第四行の慣用句「子孫孫代代愛しむ道を斷つな」は「加筆」と推定される。

第五行の Bahi 救書は、元來別人の救書であつたが、⁽²³⁾救書の内容が同じであつた事から前人の名前だけを Bahu に「塗改」したものである。「黄字檔」全體で、前人の救書を利用して人名のみを「塗改」し新たな救書とした例は六例數えられる。Bahi 救書では、始め備禦職と共に得た「死罪を一度寛免する」權利が「塗抹」されている。即ち、救書獲得の後死罪相當の罪を得て權利が差し引かれたものである。同様の事は第二二行 Fulata 救書、第二三行 Janu Korkon 救書にも見いだされる。なお、Bahi 救書の「ilan 三」の「塗抹」は書き誤りの訂正であろう。

第九行の Koko 救書には、死罪寛免の權利が一度「塗改」され、その後救書の「削除」が行なわれている。即ち、Koko の場合は始めに二度死罪を寛免される權利を得たが、後に罪を得て一度の死罪寛免の權利に「塗改」され、その後

に敕書そのものが「削除」されているので、最終的には彼の備禦職と一度の死罪寛免の権利は剝奪されたものであろう。Koko 敕書と同様の補訂は、第六行の Yasun 敕書にも加えられていて、Yasun 敕書も死罪寛免を「塗抹」した後に「削除」されるという、二度にわたる補訂が行われている。なお、Koko 敕書の「baine 慕って」の挿入は、當初の書き落としを挿入したものであろう。又、Yasun, Koko 敕書の「削除」が全文に及んでいない、或いは前敕書の一部に及んでいるのは、「削除」指示が中途半端に記されたに過ぎず、特別な意味はないと考えられる。

第一行の Joode は『老檔』で Jaode と書かれている。『老檔』には Joode の人名は見あたらず、ここ以外に出てくる『老檔』の Jaode は「原檔」で全て Joode と書かれているが、⁽²⁴⁾『老檔』の書き換えの理由は不明である。

引用した第七葉 A 面には例がないが、「黄字檔」全體では官職の「塗改」、即ち、敕書所有者の昇格と降格の例が数多く見いだされる。その具體例は次節で明らかにするので、ここでは Yasun, Koko のように「塗抹」「削除」された敕書は「黄字檔」敕書の總数の二割に達し、その中でも當時の最高位の官職である總兵官の敕書は一二通のうち六通が「削除」されていて、天命一〇年以後に旗人の二割が官職剝奪を受け、總兵官の半數が失脚するに至っていたと推定される事を指摘しておく。

以上のように、「黄字檔」には「塗抹」などの補訂が複数回にわたり加えられているが、その補訂が何時加えられたのか明記されていない。又、既に示した第一葉の「天命乙丑年八月二五日に敕書を與えた檔冊」とある「黄字檔」の書寫年代にも問題がある。即ち、「黄字檔」の書寫と補訂の年代を検討するためには、「塗抹」「塗改」の元の文言を明らかにすると共に、補訂の経過を敕書所持者の経歴と對比する事で、書寫と補訂の年代を推定する必要がある。

四 Asan, Adahai, Jirhai の敕書

前節で「黄字檔」の補訂の具體例を示し、これが敕書所持者の地位の變遷を表すものであり、敕書の補訂と敕書所有者

の經歷を照合する事で、逆に補訂年代の推定が可能であったとした。本節では「黄字權」中の Asan, Adahai, Jirhai の三人の救書を取り上げ、その事を検討する。まず、三人の救書を以下に示す。こゝでは原文どまりの配列とせずに改行を／で示した以外は前節の引用と同様である。

Asan 阿山救書⁽²⁵⁾

- Asan be doro be kiceme dasambi : cooha be / kadalam etembi seme ilaci (ūju) jergi / fujan (sanjan)
 - Asan は 政道 を 勤め 治め、 兵 を / 管轄し 得る として 三 (一) 等 / 副將 (參將) obuha : nadan (emu) jergi būcere ūile {be} wali? guwebumbi : / として。七⁽²⁸⁾ (一) 度 死罪 {を} 免ずる。
- Adahai 阿達亥救書

- adahai be afabuha ūilen be mütēmbi : joriha jurgan be jurcerakū seme / uju jergi iogi (uju jergi ilaci)
- Adahai は 任務 を 能くし、 指示 に 背かないとして / 一 等 遊撃 (一 等 (三 jergi) fujan) obuha : / duin (juwe) jergi būcere ūile be guwebumbi / 等) 副將) として。 / 四 (二) 度 死罪 を 免ずる /

Jirhai 機兒蓋救書⁽²⁹⁾

- jirhai be afabuha ūilen be mütēmbi : joriha jurgan be jurcerakū seme / jai jergi iogi (beiguwan) obuha :
- Jirhai は 任務 を 能くし、 指示 に 背かないとして、 / 二 等 遊撃 (備禦) として。 duin jergi būcere ūile be guwebumbi : /

四 度 死罪 を 免じる。

「黃字檔」の「塗改」「削除」から、Asan 敕書は一回書換えられ、當初は三等副將であり、後に一等參將へ降格し、同時に七度の死罪寛免が一度に削られた。

Adahai 敕書は一回書き換えられ、更にそれが「削除」された事が認められる。即ち、Adahai は一等遊撃から一等副將に昇格し、その後⁽²⁸⁾に三等副將に降格し、その過程で四度の死罪寛免が二度に削られた。更にその後、敕書の剝奪、即ち、三等副將から追放され、死罪寛免も失ったと推定される。

Jirhai は二等遊撃であったが、後に備禦に降格し、四度の死罪寛免が削られた。

以上のような彼らの官職の昇降に伴うと推定される敕書書換え過程と彼等の經歷はどの様に對應するものであろうか。Asan, Adahai, Jirhai は兄弟であり、Asan には列傳も立てられていて、⁽²⁹⁾『老檔』や『實錄』にも記録があり、彼等の經歷はある程度明らかにし得る。即ち、三人の中で Adahai が天聰二年六月一日に死罪に處せられた事件に絡んで、⁽³⁰⁾彼の經歷が見える。

六月一日、Asan の弟 Adahai を殺した。最初、Muli の地の Altasi Gufu に生まれたものは、長子が Asan、次子が Adahai、第三子が Jirhai、第四子が Garai であった。Gengiyen Han は諸子に專屬の隸民を與える時、彼等を Amba Beile に與えていた。彼等は、自分等は人物は優秀で才能があるのに官位がないと、Jaiifyan の地から明へ逃げ出て行った。

同條には、續いて Adahai を中心とする三人の經歷を記すが、これに先立つ天聰二年三月二十九日には、革職と財産の半沒收の罪となった事件が記されている。⁽³¹⁾この記述を中心に、『老檔』、『實錄』、『八旗通志初集』、『清史稿』によって Asan 兄弟の經歷を年表に整理して次に掲げる。

「Asan, Adahai, Jirhai の略歴年表」

天命建元以前

— Asan 兄弟は蘇克素護河部の名族として木奇から來歸する

?

=Asan 兄弟は大貝勒代善の配下となる

天命 四年頃?

=Asan 兄弟は界凡城から明へ逃亡する

?

=Asan 兄弟は明から來歸して太祖の配下となる

天命 六年

=Asan は遼陽攻撃の功績で二等參將となる(稿)

同

=Asan は遼東攻撃の功績で遊擊の世職を得る(初)

(?)

=Asan に三等副將を加える(初)

天命 六年 二月 二日 =Asan は副將の地位にある

天命 八年 正月 二七日 =Jirhai は備禦から(三等?)遊擊に昇格する

天命 八年 二月 六日 =Jirhai は三等遊擊から二等遊擊に昇格する

天命年間

=Adahai は副將に任じられる

天命 一〇年 八月 二五日

一 一 年 五月 二六日 =黃字檔が書寫される

天命 一一年 九月 三日 =Asan は正白旗の贊理庶政、聽旗訴獄大臣となる(實)

Adahai は正白旗の贊理訴獄、行軍駐防大臣となる(實)

天命 一一年 十一月 =Asan は喀爾喀部討伐の功績で抱見禮を許される(初)

天命 一一年 十二月 三日 =Asan は喀爾喀部討伐の功績で參將から副將に昇格する(實)

天命 元年 =Adahai は太祖の胄事件で鞭五十の罪となる(稿)

天聰 二年 三月 二九日 =Adahai は Abtai Nakuu 事件で死罪を擬やれて寛免されるが、家産半分を沒收される(稿)

天聰 二年 六月 一日 =Adahai が處刑される

天聰 三年 八月 八日＝Asan は弟の Adahai, Garai の子供等と明に逃亡を企て失敗して、再び來歸し罪は寛免され、舊來の官職を許されり。

Asan の逃亡事件は Yasun 雅孫が處刑される（實）

天聰 四年 二月 一日＝Asan は副將の地位にある

天聰 四年 二月 二日＝Asan は永平攻略の功績で三等總兵官に昇る（初）

天聰 五年 二日＝Asan は永平の功績を追録され三等昂邦章京となる（稿）

天聰 五年 八月 七日＝Asan は左翼四旗の總兵官となる

（『老檔』記載の年月日を中心に『八旗通志初集』列傳（初）、『清史稿』列傳（稿）、『太宗實錄』（實）に依據）

Asan 兄弟の經歷をたどると、彼等は太祖の擧兵した老城に近い蘇子河流域の木奇の出身であり、太祖は老城を據點とした頃に蘇子河一帯を統一していたので、彼等の來歸は天命建元以前であろう。そして Amba Beile 代善の處遇に不満を持ち界凡から逃亡したのは、太祖が界凡を居城とした天命四年頃であろう。彼等が再び明から來歸すると、太祖は Asan 兄弟を代善の下から自分の配下に移して愛養し、又、彼等も太祖の下で戰鬪に従事して功績をあげたので Asan, Adahai を副將に登用した。『清史稿』には Asan が天命六年の遼陽攻撃の功績で二等參將に、『八旗通志初集』には遼東攻略の功績で遊擊の世職を得たと相違する記述があるが、これらは Asan が天命六年頃に太祖配下として活躍していた事を示すものであり、『老檔』にも天命六年二月二日に「Asan 副將」として表れる。⁽³²⁾

そして前述のように、天命一〇年八月、或いは一一年五月に（この事については後述する）Asan は三等副將の敕書を得ている。敕書には一等遊擊であった Adahai が Asan と同様に副將に登用されたとあるが、その具體的な時期は不明である。Jirhai は天命八年正月二十七日に備禦から遊擊に⁽³³⁾、同年二月六日に三等遊擊から敕書にある二等遊擊に昇った事が記録されている。⁽³⁴⁾

救書では副將 Asan が參將に降格し、一等遊擊 Adahai は一等副將に昇格した後、三等副將に降格し、二等遊擊 Jirhai は備禦に降格してゐる。Asan の降格は、『實錄』卷一・天命一一年二月三日の條に、この年一〇月の喀爾喀征討の功績で一二月に參將から副將へ昇格したとあるので、天命一〇年八月（或いは一一年五月）から一一年一二月までのわずかな期間に副將から參將に降格させられた事となる。Asan と Adahai は即位した太宗にも重用され、『實錄』卷一・天命一一年九月一日の條に、八旗の固山額眞を補佐して「出征せずに國政と獄訴を司る一六人の大臣」の中の正白旗大臣として Asan が「出征しながら獄訴を司る一六人の大臣」の中の正白旗大臣として Adahai が任命されてゐるので、この頃には二人とも副將であつた事が考えられる。

Adahai は天聰元年に太祖の胄を勝手に持ち去つた事を兄の Asan と Adahai の叔父の子の Arjim に告發され鞭五〇の罪を受けた⁽³⁵⁾。又、太宗が姻戚關係を結ぶ事を禁じてゐた Abtai Nakcu の息子に Adahai は娘を縁組みさせ、更に Eke Cuhur に對つて Abtai と縁組みするように唆した事、Ajige Taiji と同行して Abtai の娘を見に行った事が罪に問われ、天聰二年三月二十九日に死罪に擬せられたが、父と兄の功績、太祖が愛養した者であるなどの理由で、革職と家産の半ばを沒收する事で放免された。革職された Adahai は太宗に無斷で仲間と興京の近くに捕魚に出かけ、連れ戻しに來た薩爾濟城の Kecen を射殺しようとした事が太宗に聞こえ、太宗は諸王と相談して Adahai を天聰二年六月一日に處刑した。

Adahai の處刑に恐れをなしたのであろうか、『實錄』卷四・天聰三年八月八日の條に、Asan は Adahai と Garai の子供を引き連れ、明の寧遠城に逃亡を企て、追手に妻を虜にされた事、明が彼等を入れなかつたので蒙古に走つたが入れられず、再び太宗の下に來歸した事件が記されている。そして太宗は Asan の罪を許し、妻と沒收した財産を返還し、官職も舊に復した事、そして Asan に逃亡を唆した Yasun が處刑された事が見える。Asan が太宗に許された事は確かで、天聰三年十二月一六日に⁽³⁶⁾ Asan は副將に任命されてゐるし、天聰四年二月には永平城攻略の功績で三等總兵官に昇

ついで。

Asan 兄弟が太祖の下に來歸して以後、太宗の初年に及ぶ經歷をたどったが、彼等兄弟は處遇を不満として明に逃亡して來歸した後、一六大臣に登用されながらも Adahai が處刑されると、Asan は再度明に逃亡を企て、再び來歸した後、榮進すると複雑な經歷をたどっている。⁽³⁷⁾ このような彼等の地位の變轉が敕書の「塗改」となって表れたと考えられるので、續いて彼等の經歷を敕書の「塗改」と照合しながら「黄字檔」の書寫と「塗改」の年代を検討する。

五 「黄字檔」の書寫と「塗改」の年代

イ 「黄字檔」の書寫年代

既に述べたように、「黄字檔」の表紙に相當する第一葉A面と第二葉A面には、「天命乙丑年八月二五日に敕書を與えた檔冊」とあって、「黄字檔」が天命一〇年八月二五日に書寫された事を傳えている。一方、『舊檔』一九七九頁の正黄旗敕書の末尾部分に、⁽³⁸⁾

○ fulgıyan ○ fulgıyan tasha anıya sunja biyai orin ninggun bñhe ::

○ 丙 丙 寅の年 五月二十六日に與えた

とあり、天命一一年五月二十六日に記した事を傳えている。ただ、この文言は正黄旗の末尾の「Sibe 國の Badana」敕書の最終行に、改行されずに記されていて、全體にかかる文言にしては不自然な場所にある。加えて、「fulgıyan」の一語を「塗抹」し書き直しているこの一行は、前行と書體が相違し、「anıya」のロには圈點が附されていて、後年の挿入とも考えられる。ただ、滿文老檔譯注會『老檔』は、この文言に従ったと推定されるが、「黄字檔」の書寫年代を天命一一年五月としている。又、『老檔』原本を照合して漢譯した遼寧大學本、中華書局本では『老檔』原本のタイトルに従った

ものと推定されるが天命一〇年としてゐる。ただ、中華書局本では「天命十年」に「天命十一年の誤り」という注を附して、天命十一年の記録と判断している。⁽³⁹⁾

『老檔』のオリジナルテキスト「黄字檔」にのみ「天命乙丑年八月」とある事、この文言のある「黄字檔」第一、第二葉には「黄一」、「黄二」の黄箋貼附があり、この葉が乾隆時代以前から存在したと推定される事、「丙寅の年五月二十六日に與えた」という文言は「黄字檔」全體にかかるにしては不自然な場所に記されている事などから、「黄字檔」の書寫は「原檔」第一、二葉に従つて天命一〇年八月と推定する事も可能であるが、「黄字檔」中に明記されている以上、「天命十一年」も無碍に否定は出来ない。⁽⁴⁰⁾

「黄字檔」の書寫年を決定するためには、「黄字檔」に記載された三九九通に及ぶ敕書と敕書所持者の経歴を逐一照合する必要があるが、筆者は全體にわたる照合をなし得ないままに、前節までに明らかにした Asan 兄弟の敕書「塗改」と「削除」を経歴と對比してみる。

Asan 兄弟の敕書と経歴を對比する前提として、Asan 兄弟の敕書が「黄字檔」の「kubuhe (suwayan) 鑲黄旗」檔冊に書かれている事に注意しなければならない。即ち、彼等の敕書が鑲黄旗に書かれているのは、太祖の愛養を受けた彼等が太祖の支配する鑲黄旗に編成されていた事を示すものである。そして Asan と Adahai が天命十一年九月一日の八旗大臣の任命で共に正白旗大臣に任命されている事が示すように、太宗朝に入ると彼等は天命時代に太宗の支配下にあった正白旗に所屬した事が認められるので、彼等が鑲黄旗に編成されている以上、「黄字檔」が太祖時代に書寫された事は確かである。

敕書の補訂によれば、Asan が三等副將で一等參將へ降格する以前、Adahai が一等遊擊で副將へ昇格する以前、Jirhai が二等遊擊で備禦に降格する以前の時代に書寫されたのであるから、天命一〇年八月から同一一年五月の間の彼等の官職が問題である。しかし、Asan は天命八年五月七日に⁽⁴¹⁾ Asan 副將と表われて以後、「黄字檔」の敕書を除いては『實錄』

等にも彼の名前は見いだせず、Asan が太祖朝で何時まで副將であったか、參將への降格が何時行われたかとの事は不明である。Jirhai の二等遊撃への昇格は天命八年二月六日であるが、備禦への降格は不明であり、Adahai の一等遊撃就任と副將昇格の時期も不明である。即ち、Asan 兄弟の経歴からでは「黄字檔」が天命一〇年、一一年の何れに書寫されたかを決定する事は不可能であり、更に検討を加える必要があるが、ここでは「黄字檔」の表紙に従って、天命一〇年八月の書寫と推定しておきたい。

ロ 「黄字檔」の「塗改」と「削除」

書寫年の決定が困難であるのに對して、「塗改」された年代は検討の餘地がある。即ち、Asan 敕書が三等副將から一等參將に、Adahai の「塗改」には疑問も残るが一等遊撃から一等副將を経て三等副將に降格された後に敕書が「削除」され、Jirhai は二等遊撃から備禦に「塗改」されている。以上の「塗改」は「塗改」された單語で共通の文字を含む sanjan, fujan, beiguwan の「an」の書體が相違しているので、別人の手による「塗改」、即ち、各々の敕書「塗改」は同一時期に行われたものではない事が推定される。

敕書の「塗改」と「削除」を彼等の経歴と照合すると、Asan 敕書に見いだせる副將から參將への降格を示す「塗改」は、彼が天命一一年二月三日に太宗の手で參將から副將に昇格された以前である。『實錄』では、太祖は天命一一年八月一日に没し、九月一日に太宗は即位し、即位と共に内政改革を行い、その一環として九月三日に Asan と Adahai の正白旗大臣への任命を行う。一〇月一〇日に喀爾喀討伐軍が出發し Asan はこれに参加し、その功績で十二月三日に參將から副將に昇っている。即ち、太祖没後に Asan が副將から參將に降格する暇は見受けられないので、Asan の參將降格は敕書が書寫された天命一〇年八月（或いは一一年五月）から太祖が没するまでの時期に行われたと推定される。

Adahai の遊撃から副將への昇格に伴う「塗改」時期は不明であるが、太宗が Adahai を正白旗大臣に任命した時、遊

擊身分のままで任命されたのではなく、副將に昇格して任命されたのではなからうか。正白旗大臣となった Adahai は天聰元年に太祖の胃を持ち去った事件で鞭五十の罪を受け、翌二年三月二十九日に死罪に擬せられながら寛免され、同年六月一日には處刑されたので、この経過の中で一等副將から三等副將への降格と敕書の「削除」が行われたと推定し得る。なお、Jirhai の遊撃から備禦への「塗改」は兄弟である Asan, Adahai の降格に絡むものと推定しておきたい。

以上のように、Asan 兄弟の経歴からすれば、敕書の「塗改」は天命末年から天聰二年六月に起きた事件を反映している事は明らかである。更に、Asan が天聰三年八月八日に、弟の Adahai と Garai の子供を連れて明に逃亡を企て、失敗して再度來歸した事件をも反映した「塗改」が見いだされる。即ち、『實錄』卷四・天聰三年八月八日には、Asan と逃亡を共謀した Yasun 雅孫について「雅孫は太祖の寵愛を受けて拔擢され、太祖の生前は太祖に殉死すると言っているがら殉死せず、葬儀でも不謹慎であった。加えて逃亡を企てた」という理由で Yasun を處刑した事が見える。この Yasun の處刑の結果が、既に第三節で引用した「黄字檔」第七葉 A 面第六行にある Yasun 敕書の「削除」となって表れたものと推定される。

以上の「黄字檔」の表紙部分及び鑲黄旗部分に書かれた Asan 兄弟とこれに関連する Yasun 敕書の「塗改」と「削除」の検討の結果、「黄字檔」は天命一〇年、一一年の間に書寫され、その直後から加えられた「塗改」と「削除」は天聰三年八月まで繼續して行われた事が明らかである。

『老檔』が天命一一年五月の檔冊としている「黄字檔」は、天命一〇年八月に書寫された可能性のある檔冊に、それ以後、天聰三年八月に及ぶ間に加えられた「塗改」と「削除」の結果を記すものであり、天命一一年五月ではなく天聰三年八月の敕書所有者の状況を記録したものと云わなければならない。

終わりに

「原檔」を照合しながら、『老檔』と「黃字檔」の關係を検討したが、本稿が對象としたのは「黃字檔」の極めて一部分であり、この結果を「黃字檔」全體に當てはめる事は出來ず、今後に様々な角度からの検討を續ける必要がある。ただ、「塗改」と「削除」を経た結果としての「黃字檔」は、『老檔』本文中にある「天命十一年五月二十六日に與えた。」に從つて、天命十一年五月の記録とする事は出來ず、天聰三年八月に及ぶ記録である事は確かである。

僅か三年餘りの年代の相違ではあるが、この間に太祖朝から太宗朝へ移行した政治的轉換期であっただけに、その相違は無視できない。この間の旗人の地位の變動、とりわけ總兵官などの高官の敕書「削除」、官職の剝奪には注目すべきであらう。即ち、天命朝の敕書授與の例として引用した Busan の場合、彼は太祖朝で一等總兵官、正黃旗固山額眞の地位にありながら、「黃字檔」では敕書が「削除」されている。その背後には、Busan が間諜を匿った嫌疑で天聰三年から牢に繋がれ崇德元年に釋放された事件がある。⁽⁴²⁾ 太祖の叔母の子供と言う血筋と太祖朝の活躍にも拘らず、失脚した Busan は復讐し得なかったようで、『八旗通志初集』等にも「列傳」は立てられず、清朝官撰の歴史書から抹殺された存在となっているが、この Busan の抹殺は「黃字檔」敕書の「削除」に始まったものである。

註

- (1) 「原檔」の存在は古くから注目されてきたが、「原檔」の調査に基づき『老檔』と「原檔」の關係に言及するのは、神田信夫「舊滿洲檔と天聰九年檔について」(東洋文庫『書報』三、一九七一年)、「清朝興起史の研究」『滿文老檔』から『舊滿洲檔』へ」(『明大人文科學研究所報』二〇、一九七

九年)、松村潤「天命朝の奏疏」(『日大史學科五十周年記念 歷史學論文集』、一九七八年)があり、臺灣では廣祿・李學智「清太祖朝『老滿文原檔』與『滿文老檔』之比較研究」(中國東亞學術計劃委員會年報四、一九六五年)、陳捷先「舊滿洲檔述略」(『舊滿洲檔』第一冊所收、一九六九年)がある。

- 『舊檔』の譯注として、廣祿・李學智『清太祖朝老滿文原檔』（中央研究院歷史語言研究所專刊之五八、一九七一年）は「原檔」から「荒字檔」と「吳字檔」の塗改部分を復元しローマ字翻字と逐語譯、全文漢譯を行い、國立故宮博物院『舊滿洲檔漢譯』（同院、一九七七年）は『舊檔』第六冊（天、歲、閏、陽、秋、調字檔）のローマ字翻字と全文漢譯を行っている。又、乾隆朝には存在が不明で『老檔』に編纂されなかった故宮編號「滿附第三冊」（『舊檔』第九冊）は神田、松村、岡田英弘『舊滿洲檔 天聰九年』一、二（東洋文庫、一九七二年）がローマ字翻字と逐語譯、全譯を行っている。
- 「原檔」の存在自體が知られず、『老檔』に編纂されている「崇德三年檔」の漢譯が『崇德三年滿文檔案譯編』（季永海・劉景憲譯、遼瀋出版社、一九八八年）と題して出版された。又、筆者は「原檔」に類するであろう天聰七年、八年、九年、崇德三年以後の檔冊を第一歷史檔案館で閲覧する機会を得たが、これらの檔冊と「原檔」の關係は全く不明である。
- (2) 松村潤「順治初纂清太宗實錄について」（『日大創立七十年記念論文集』、一九七三年）参照。本稿は順治本『太宗實錄』を引用し、乾隆纂輯本とは原文、卷數が相違する。
- (3) 『舊滿洲檔』（國立故宮博物院、一九六九年）全一〇冊、總計五三七八頁。
- (4) 『滿文老檔』全七冊（神田信夫等『滿文老檔研究會』譯注、東洋文庫、昭和三〇（三八年）。本稿では滿文老檔研究會譯注本を『老檔』と稱する。また、『老檔』の引用はローマ字翻字、日本語譯共に同書に基づき、『老檔』の掲載頁に對應する『舊檔』の掲載頁を併記した。
- 中國では先に盛京崇謨閣所藏『滿文老檔』を底本に太祖朝部分を漢譯した『重譯滿文老檔』三冊（遼寧大學歷史系、一九七八年）、及び、中國歷史第一檔案館所藏の音寫本、照寫本を底本に漢譯した『滿文老檔』上下（中國歷史第一檔案館・中國社會科學院歷史研究所譯注、中華書局、一九九〇年）が出版されている。
- (5) 「黃字檔」の表紙には「故宮博物院文獻館／滿字3」のラベルがある。
- (6) 無圈點滿文「黃字檔」では、oとuとü、sとss、kとgとhの區別が有圈點滿文「老檔」と相違し、gusaをgosa, gusa, gusaの區別なく表記している。又、『老檔』fujyangが「原檔」fujanと表記されるような綴字表記の相違も多い。無圈點滿文のローマ字轉寫方法が確立していない事、本稿では表記法の相違による書寫年代の検討は行っていない事から、單語表記の相違と有圈點uをüと表記している場合はüで表した外は『老檔』のローマ字轉寫法に従った。
- (7) 遼寧大學本『滿文老檔』第三分冊一五三頁〜一八一頁、中華書局本『滿文老檔』上六五一頁〜六九二頁が對應する。
- (8) 『舊檔』p.1953. この頁は『老檔』には書寫されていない。なお、[ejhe i dangse] の [ejhe] の上部に [eʔn] が、[dangse] の左下に [ʔʔʔ] (この「塗抹」は『舊檔』に影印されていない) と判讀できる語が「塗抹」されている。これらは書き誤りを抹消したものと推定しておきたい。

(9) 『舊檔』では判然としないが、「原檔」第一葉と第二葉のこの文言の書體は相違している。即ち、二度にわたり檔冊のタイトルを記入し整理した事を示すと考えられる。なお、この年代については後に検討を加える。

(10) 第一部分は『舊檔』第四冊 pp. 1553～2020 であり、第二部分は pp. 2021～2036 である。

(11) *gūwalca* の來歸は『老檔』p. 981『舊檔』『收字檔』p. 1912 に見える。

(12) 「天命十一年敕書」に注目されたのは、阿南惟敬「清初ニル額眞考」(『清初軍事史論考』甲陽書房、一九八〇年)であり、當時の武官の構成を問題とする氏は、『老檔』でニル額眞の數と八旗の旗色を検討された。

(13) 『老檔』p. 999『舊檔』p. 1956。なお、この文言は個人敕書には書いてあったと考えられるが、「黃字檔」では鑲黃旗敕書の冒頭にあるだけで残りは全て省略されている。

(14) 『老檔』p. 1000『舊檔』p. 1957。

(15) 旗色を表示する文言は

p. 1956 *kūbuhē* 鑲

p. 1967 *gūlu suwayan gūsa* : 正黃旗

p. 1980 *gūlu fulgiyan i gūsa dangse* : 正紅旗の檔冊

p. 1988 *kūbuhē fulgiyan gūsa dangse* : 鑲紅旗の檔冊 /

kūbuhē fulgiyan gūsa dangse : 鑲紅旗の檔冊

p. 1997 *kūbuhē lamun* : 鑲藍

p. 2003 *gūlu lamun* : 正藍

p. 2009 *gūlu šanggiyan gūsa* : 正白旗の

とあり、鑲白旗の旗色表示は記されていない。上記のように旗色表示の文言は不統一であり、「*kūbuhē*」と「*kubuhē*」の表記が入り混じり、「*fulgiyan gūsa dangse*」は相違する書體、四重點と二重點の相違する句點で二度書かれている。又、「*gūlu suwayan gūsa* :」の表示のみが、正黃旗が始まる前葉の末行に大きな文字で記されていて、旗色表示は全て別人の手の「加筆」と推定される。この「加筆」の時代、葉順の錯亂から生じる旗色の順序、他旗の敕書の混在の可能性、旗色表示のない鑲白旗が存在しなかったのか、それとも官職順から推定できる『舊檔』p. 2015 に「塗抹」されている「三等副將 [*fulai* 敕書] から鑲白旗が始まるのか、などは今後に検討したい。なお、『老檔』記載の旗色の混亂の可能性は阿南惟敬氏(註12論文)が言及している。

(16) 「寒字檔」は『老檔』pp. 915～951『舊檔』pp. 1695～1838「調字檔」後半部は『老檔』pp. 441～457『舊檔』pp. 3013～3054。松村潤「寒字檔漢譯敕書」(『内陸アジア史研究』二號、一九八五年)は『老檔』が天命九年六月とする「寒字檔」は天命四年頃のものである事を指摘している。

(17) 『老檔』p. 704『舊檔』p. 1421。

(18) 『老檔』p. 718『舊檔』pp. 1440～1441。

(19) 『老檔』p. 754『舊檔』p. 1486。

(20) 松村潤「崇徳元年の滿文木牌について」(『日大人文科學研究所紀要』一三、一九七一年)、神田信夫「圖說中國の歴史」第八卷(講談社、一九七四年)。「原檔」の用紙については松村潤氏(註1論文)が言及している。

- (21) 太宗が無圈點滿文に圈點を加えた『實錄』卷九・天聰六年三月一日の條に、「無圈點滿文は、意味のある文はよいが人名や地名は讀み取れず誤りが多い」とある。太宗朝でも無圈點滿文の固有名詞の判讀は困難であったが、本稿でも「削除」された人名の比定は『老檔』を参照して推定している。
- (22) 『舊檔』同頁は「黃字檔」第七葉A面で「老檔」p.1004 6行～p.1005 5行に對應する。
- (23) この部分の塗改は「黃字檔」でも塗抹された元の人名の判讀は不可能であった。
- (24) Jade は『老檔』p.817 『舊檔』p.1645 『老檔』p.846 『舊檔』p.1679 『老檔』p.863 『舊檔』p.2101 など、『wall?』の「塗抹」は書き誤りの訂正であろう。
- (25) 『舊檔』p.1960 3～4行 『老檔』p.1000 など、『wall?』の「塗抹」は書き誤りの訂正であろう。
- (26) 『舊檔』p.1961 11～12行。全文が削除され『老檔』にはない。
- (27) 『舊檔』p.1961 13行～p.1962 2行 『老檔』p.1002。
- (28) Adahai 敕書に「*uju jergi* (*ilaci jergi*) *fujan*」の「*uju jergi*」を塗改して「*ilaci jergi*」とした事は、單に「*ilaci jergi*」を「*uju jergi*」と書き違えて塗抹した單純な誤りの訂正に、Adahai が一等副將に任命された事がない可能性もある。
- (29) 『八旗通志初集』卷一六五「阿山傳」を始め多數ある。その中で『清史稿』卷二二七「阿山傳」は民國の編纂だけに、かえって彼等兄弟の浮沈を詳細に記している。
- (30) 『老檔』太宗朝 p.135 『舊檔』p.283。『舊檔』は塗改されているが、論旨の變更はない。
- (31) 『老檔』太宗朝 p.128 『舊檔』p.281。『舊檔』の Adahai 斷罪の部分は塗改が多いが、「原檔」でも元の文言を判讀し得なかった。
- (32) 『老檔』p.437 『舊檔』p.861。
- (33) 『老檔』p.639 『舊檔』p.1323。
- (34) 『老檔』p.647 『舊檔』p.1335。
- (35) 『清史稿』は、「胃事件」を天聰元年とし、『老檔』では次の Abhai Nakcu 事件と共に記しているが、一連の事件であらう。
- (36) 『老檔』太宗朝 p.272 『舊檔』p.2946。『舊檔』の Asan の記事は「加筆」されている。
- (37) この後の Asan について、『清史稿』に彼が太宗時代「しばしば事に座して論じられても許された」し、順治三年には「巫者の言を妄聽する事に座して」官職と世職を奪われながらも再び復權した事が見える。
- (38) 『老檔』p.1015 『舊檔』p.1979。
- (39) 中華書局本六五一頁に「第九函／太祖皇帝／天命十年至天命十一年八月／第六十七册天命十年」とあり、「黃字檔」に當たる第六七〇册は全て天命十年と記されている。そして「天命十年」に「記事の内容から天命十年は天命十一年の誤り」と注を加えているが、根據は明示されていない。正黃旗檔冊の「丙寅の年五月二十六日に與えた」との文言によるものであらうか。
- (40) 天命八年に八旗全體の「有職の者に賞する記錄」が各旗に

備えられた事からすると、「黄字櫓」は各旗がそれぞれ書寫した敕書の櫓冊を併せて一冊とした可能性もある。即ち、正黄旗櫓冊は「丙寅の年五月に與えた」もので、表紙部分の「天命乙丑年八月に與えた」のは鑲黄旗櫓冊である事も考えられる。

(41) 『老櫓』p.756 『舊櫓』p.1487°

(42) Busan 敕書は『舊櫓』pp.1968~1970 にあり、全文が削除されている。『奏疏稿』天聰六年九月の李棲鳳の上奏(『天聰朝臣工奏議』卷上「李棲鳳盡進忠言奏」)に、布三は遼陽

奪取の第一の功臣であり、太祖は布三に「總兵の世襲と、永く革職せず死罪を免除する」權利を與えたが、今は反逆の嫌疑で革職、監禁されている事を傳えている。なお、Busan 敕書については別稿を用意している。

附記

一九八三年から「原櫓」の照合を行ったが、貴重な「原櫓」の閲覧を快諾された故宮博物院副院長の昌彼得氏と文獻處の諸氏、讀み合わせに日本大學加藤直人氏の協力を得た事を記し感謝の意を表する。

PRODUCTION AND CIRCULATION OF IRON FARM IMPLEMENTS IN ANCIENT CHINA

OHKUSHI Atsuhiko

In this article, I examine the state of production and circulation of iron farm implements in the former imperial era with supposing that there would have been some change between the period from the Warring States down to Former Han and that from Later Han onward. Then the conclusion is as follows.

In the Warring States and the Former Han period, they could not produce iron farm implements in villages and depended on other regions entirely for supply of them, because production of them was limited to regions rich in mineral deposits. On the other hand, since the Later Han period they came to produce farm implements at the level of general villages which were not rich in mineral deposits, because of such overall development of division of labor as the production of ironwares separated from mining and iron manufacturing in the regions rich in mineral deposits through the circulation of ingot. This change of the structure of production and circulation of iron farm implements also had great influence on society and state control.

MAN WEN YÜAN TANG 滿文原檔 AND HUANG TZU TANG 黃字檔 —examination of its amendment—

HOSOYA Yoshio

Man Wen Lao Tang 滿文老檔, which is materials on the history of the early Ching period, is the compilation of Man Wen Yüan Tang 滿

文原檔 (owned by the National Palace Museum at Taipei), which was published as *Chiu Man Chou Tang* 舊滿洲檔. Many things in this period are clarified through Yüan Tang. To examine Lao Tang, I investigated Huang Tzu Tang 黃字檔, a collection of ejehe (rescripts) in Yüan Tang. As a result I pointed out the need to clarify later amendments, such as unknown deletions, rewritings, corrections, and so on. To reexamine *Lao Tang* which records the amendments made to Huang Tzu Tang, we must restore the original copy of Huang Tzu Tang without these amendments and clarify the age when it was amended. While I restored the ejehe about Asan brothers in Huang Tzu Tang supposed to be the one of the 11th year of T'ienming 天命 by *Lao Tang* and clarified the process of amending to it, I compared their careers. Then the following becomes clear. Huang Tzu Tang is likely to have been copied in the 8th month of the 10th year of T'ienming. It is clear that the amendments made to it reached the 8th month of the 3rd year of T'ients'ung 天聰. The ejehe of Huang Tzu Tang tells the situation of the 3rd year of T'ients'ung against the accounts of *Lao Tang*.

THE STATE AND CASH IN THE EARLY QING PERIOD

ADACHI Keiji

When the Ming dynasty adopted the silver finance and gave up the system of returning cash to the national finance, the confidence to the cash was lost and the circulation of cash was on the verge of dissolution. The situation rose that privately minted cash overflowed on the market, and specific cash was preferred within narrow areas, with unstable fluctuation. It became clear that cash did not circulate but that low-grade silver, rice, salt and so on circulated except advanced areas. During the three hundred years from the middle Ming period to the middle Qing period, the circulation of cash was reexpanded while silver was the standard of value. While the cash control by the Qing dynasty was not trusted fully and the